育児・介護休業制度の見直しについて（イメージ）

現　行

育児

出生　1歳　3歳　就学

育児休業

1歳まで請求できる権利。保育所に入所できない等一定の場合は1歳半まで延長可能

勤務時間短縮等の措置
①勤務時間の短縮
②所定外労働の免除
③フレックスタイム
④始業・終業時刻の繰り上げ下げ
⑤託児施設の設置運営
⑥⑤に準ずる便宜の供与
⑦育児休業に準ずる制度

事業主にいずれかの措置を講ずることを義務付け

努力義務

子の看護休暇（年5日まで）

法定時間外労働の制限（月24H、年150Hまで）
深夜業の免除

介護

介護休業（対象家族1人につき93日まで）

勤務時間短縮等の措置

改正後

育児

出生　1歳　パパ・ママ育休プラス　歳　就学

育児休業

1歳（両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2か月）まで請求できる権利。保育所に入所できない等一定の場合は1歳半まで延長可能

勤務時間の短縮の措置

所定外労働の免除

努力義務

措置
③フレックスタイム
④始業・終業時刻の繰り上げ下げ
⑤託児施設の設置運営
⑥⑤に準ずる便宜の供与
⑦育児休業に準ずる措置

子の看護休暇
（子1人につき年5日まで、年10日を上限）

法定時間外労働の制限（月24H、年150Hまで）
深夜業の免除

介護

介護休業（対象家族1人につき93日まで）

勤務時間短縮等の措置

介護休暇
（家族1人につき年5日まで、年10日を上限）